

郵政省電気通信局

電気通信事業部業務課 御中

電気通信事業法の一部を改正する法律附則第15  
条を踏まえた接続ルールの見直しに関する意見

平成12年10月23日

東京通信ネットワーク株式会社

# < 目次 >

- (1) 不可欠設備の範囲
- (2) 光ファイバーのアンバンドルルールの在り方
- (3) 接続会計制度
- (4) 非指定事業者間の接続協定
- (5) 基本的な接続機能を提供するための装置

# 1 不可欠設備の範囲

## < 現状 >

- 指定端末系伝送回線以外の指定設備は、音声伝送・専用役務に限定されています。

## < 意見 >

- インターネット等のデータ系需要や接続事業者の増加から、データ伝送役務に適用される設備も不可欠設備として追加指定すべきと考えます。

## < 理由 >

- 不可欠設備は、接続の基本的ルールにおいて、次の定義がなされています。
  - ・ 加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークへの接続は、他事業者の事業展開上不可欠であり、また、利用者の利便性の確保という観点からも当該ネットワークの利用が確保されることが不可欠であることから、（中略）特別な接続ルールを適用する設備。
- 東西NTT殿のいわゆる地域 IP網は、フレッツ iなどに適用され、当社を含め、多くの事業者が接続を始めています。
- したがって、地域 IP網を含むデータ伝送役務に適用される設備も、不可欠設備として指定することが適切と考えます。

## 2 光ファイバーのアンバンドルルールの在り方

### < 現状 >

- 指定事業者の光ファイバーは、指定端末系伝送回線として、指定設備の一部となっています。(H9.12.19,電通審答申等)
- 他方、東西NTT殿は、競争政策に関する意見招請に対して、光インフラは指定電気通信設備規則の適用除外としたい旨を表明しています。

### < 意見 >

- 指定事業者の光ファイバ(ダークファイバー)に対する接続に関して、「指定電気通信設備」として整理するというH9年の電通審答申を堅持すべきと考えます。

### 3 接続会計制度

#### < 現状 >

- 指定設備管理部門 / 指定設備利用部門の収支が「管理部門 = 黒字」「利用部門 = 赤字」となっているが、結果に対する措置が行われていません。

#### < 意見 >

- 指定事業者の経営及び料金設定の妥当性についてのモニタリングを行っていただきたいと考えます。
- 具体的には、指定事業者のユーザー料金と接続料金の関係について、「ユーザー料金 = 接続料金 + 販売コスト」であることを検証するチェック機能を設けていただきたいと考えます。

## 4 非指定事業者間の接続協定

### < 現状 >

- 市場支配力の無い非指定事業者間の接続協定は、指定事業者の接続約款に基づかない場合と同様に、事業法第38条の3に基づき、認可申請の義務が課せられています。

### < 意見 >

- 市場支配力の無い非指定事業者間の接続協定は、事後届出としていただきたい。

### < 理由 >

- 非指定事業者間は市場原理が働いており、不当な料金や提供条件を提示する事業者は自然淘汰されていくと考えます。
- ユーザー料金は届出としていただいているため、その料金設定の一部である非指定事業者の接続料金を認可対象とする必要性は希薄と考えます。
- 料金以外のユーザーへの提供条件は認可事項になっているため、接続先の非指定事業者の提供条件を事後届出としても、ユーザーの保護は担保できます。

## 5 基本的な接続機能を提供するための装置について

### < 現状 >

- 弊社ではNTT - GC局に設置されている各交換機との接続において、以下のNTT装置を介した接続構成としております。
  - D70交換機 : TCM(伝送路設備利用機能)
  - 新ノード(ASM) : DSM - I(加入者交換機接続用伝送路振り分け機能)
- TCMは、現行接続約款において個別機能である網改造料として整理されています。
- DSM - Iは、法第38条の2第6項に基づく協定を締結しており、現行接続約款では規定されていません。

### < 意見 >

- TCM、DSM - Iともに、基本機能としていただきたい。

### < 理由 >

- TCMを介さずにD70交換機と接続することは技術的に困難であり、接続に必要な最低機能と捉えることが適切と考えます。
- DSM - Iによる「アクセス伝送路を有効活用するための回線集約、振り分け機能」は、次の理由から、新ノードとの接続に必要な最低の機能として考えるため。
  - 新ノードは心線直結(50M/150M)の接続機能しか持っておらず、接続トラヒックによっては過大な回線容量であること。
  - 接続事業者が、各ノードへ心線を直結するか、あるいは多重化装置等をNTTビル内に設置して接続することは、投資コストがかさみGC接続を推進する上で過大な負担となること
  - 当社のみならず他事業者においても、当該装置の利用について拡大の傾向にあること